

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	1 2	府 省 庁 名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に基づく観光地形成促進地域において、法人税の特例措置の拡充・延長が認められた場合に、税制上の特例措置の拡充・延長を講じる。</p> <p>・ 特例措置の内容 観光地形成促進地域において、上記の法人税の軽減となる特例措置の拡充・延長が認められた場合、法人住民税（法人税割）についても同様の効果を適用する（自動連動）。 那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。</p>		
関係条文	<p>地方税法第23条第1項第3号 同法第51条第2項 同法第292条第1項第3号 同法第313条第2項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ▲22（0） [平年度] ▲11（0） [改正増減収額] - （単位：百万円）</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>（2）施策の必要性 沖縄の観光産業は、県外受取に占める観光収入の割合が18.1%（平成24年度）となっており、県のリーディング産業として極めて重要なものとなっている。 沖縄県においては、平成24年4月から観光地形成促進地域制度を導入することにより、地域の特色を活かすような民間の観光関連施設の新増設を促進しているところである。 しかしながら、沖縄県内の観光関連事業者は中小企業が多く、これらの観光関連事業者にも税制上の優遇措置が適用されやすいものになるよう平成26年4月から要件を緩和したところ。その結果、平成27年度以降、那覇市近郊では、税制の適用が見込まれている。 なお、沖縄県での優位性がないスケート場、スキー場、ボーリング場は、観光政策上集積の必要性が低い施設であるため、除外することとした。また、体育館、野球場、陸上競技場等8施設は、投資回収の面から民間による整備が見込まれない施設であり、市町村による沖縄振興一括交付金（以下「一括交付金」という。）を活用して施設の整備を進めているのが実情であるため、それらの施設を税制優遇が適用になる対象施設から除外することとした。 加えて、沖縄県全域における多様な人材交流、集客の拡大に繋げるためにも、対象施設に新たに宿泊施設を追加することとした。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 11 沖縄政策の推進 【施策】 ①沖縄政策に関する施策の推進
	政策の達成目標	・ 本特例を活用して設備投資を行った施設数の増加 ・ 本特例を活用して行った設備投資に伴う新規雇用者数の増加 ※地方交付税による減収補てん(事業税、不動産取得税、固定資産税)の活用を含む。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間
	同上の期間中の達成目標	平成 33 年度 (平成 29 年度以降累計) ・ 本特例を活用して設備投資を行った施設数 26 社 ・ 本特例を活用して行った設備投資に伴う新規雇用者数 393 人
	政策目標の達成状況	平成 24~27 年度の実績 (累計) ・ 本特例を活用して設備投資を行った施設数 7 社 ・ 本特例を活用して行った設備投資に伴う新規雇用者数 29 人
有効性	要望の措置の適用見込み	平年度で 5 件の適用を見込んでいる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	観光関連施設の投資が促進され、魅力あるレクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出 (H29~33 年 : 393 人) といった経済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。 また、また、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって総生産を約 24 億円押し上げる効果が生じたものと試算され、本制度による 4 億円の税収減を是認する効果があるものと考えられる。 ・ 税制活用企業による雇用者数 393 人 ・ 沖縄県の労働生産性: 6,057,565 円 → 県内総生産の押し上げ効果: 約 24 億円 ※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「県民経済計算」(内閣府)より試算)
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 法人税の軽減 ・ 事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補てん
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して、観光集客施設等インフラ整備や人材育成等により観光の振興に多角的に取り組んでいる。 体育館、野球場、陸上競技場等 8 施設は投資回収の面から民間による整備が見込めない施設であり、市町村による一括交付金で整備しているものもあるため、対象から除外することにより役割分担を行うこととしたところ。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 24 年度：0円 平成 25 年度：0円 平成 26 年度：0円</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>平成 24 年度：0円 平成 25 年度：0円 平成 26 年度：0円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>投資回収の面から民間による整備が見込めない施設等を除外し、新たに宿泊施設を追加することにより、政策効果を高めることとしたところ。このことにより、沖縄県全域での観光関連施設の立地が促され、入域観光客数、観光収入、観光客一人当たりの平均滞在日数及び観光客一人当たりの県内消費額の増加が見込まれる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>○ 平成 26 年度税制改正要望時の達成目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入域観光客数：800 万人（うち外国人観光客数：120 万人） ・ 観光収入：7,500 億円 ・ 観光客一人当たりの平均滞在日数：4.73 日 ・ 観光客一人当たりの県内消費額：93,750 円 <p>【平成 27 年度の実績（沖縄県統計資料）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入域観光客数：794 万人（うち外国人観光客数：167 万人） ・ 観光収入：6,022 億円 ・ 観光客一人当たり平均滞在日数：3.83 日 ・ 観光客一人当たりの県内消費額：75,881 円
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>入域観光客数、観光収入ともに、3年連続（平成 25 年度～平成 27 年度）で過去最高を更新しているが、国内観光地との競合や、夏場の繁忙期に襲った台風等の影響もあり、伸び悩んでいるところ。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 10 年度 観光振興地域制度を創設 平成 14 年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和 平成 19 年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充（対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加） 平成 24 年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設 平成 26 年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充（宿泊施設内の観光関連施設を追加）及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和</p>
<p>ページ</p>	<p>12—3</p>